

障害者共同作業所職員とソーシャルワークに関する一考察

—きょうされん運動における実践を中心に—

高木博史*

はじめに

今日、数千か所にもものぼるという障害者共同作業所は、地域福祉がさかんに叫ばれる中、地域で暮らす障害者にとって欠かすことのできない存在となっている。

障害者自立支援法の影響で、地域活動センターや就労移行支援・就労継続支援といった法内事業に移行してきたところも多いが、障害者自立支援法の施行前までは、障害者共同作業所といえいわゆる「無認可」の事業であったところも少なくない。

こうした、「無認可」の施設であったにもかかわらず、障害者共同作業所運動にはソーシャルワーク実践のひとつのあり方として学ぶべきものが多い。とくに、日々の実践を担う職員には、障害者の生活支援の専門家という側面と地域組織化や政策へ働きかけていくといったコミュニティ・ワークの専門家という側面が求められている。つまり、ミクロ領域からマクロ領域のソーシャルワークに至る網羅的な力量が必要とされているということである。

一方で、障害者共同作業所の実践についての論考は、少しずつ蓄積されつつあるが、障害者共同作業所職員の役割といった点に焦点を当てたものはそれほど多くはないようである。

本稿では、とくに障害者共同作業所職員の役割に焦点を当て、それがどのようにソーシャルワーク実践とつながっていくのか、また、障害者共同作業所職員は、ソーシャルワーカーとしてもかなりの力量が求められているのではないかということについて、障害者共同作業所運動を展開してきた全国組織である「きょうされん」の運動における職員の実践を中心に考察するこ

とを目的としている。

1. 障害者共同作業所運動と職員

1) 障害者共同作業所運動の展開

障害者共同作業所職員について考察に入る前に障害者共同作業所運動と何かということについて言及しておきたい。なぜならば、障害者共同作業所運動の歴史的な展開を知ることにより、そこで働く職員がどのような理念に基づき実践を行ってきたのかということやどのような力量が求められているのかということが明らかになるからである。

まず、障害者共同作業所の呼称についてであるが、その他にも様々な場合によって「小規模作業所」「無認可作業所」、また、単に「作業所」などと呼ばれている。筆者は、この中でも「障害者共同作業所」ということばが地域の中で障害者とともにある作業所のあり方にふさわしいと考えるため、本稿では「障害者共同作業所」ということばを用い、さらにそこで実践を担う職員を「障害者共同作業所職員」と呼ぶこととする。

わが国における最初の障害者の「作業所」は1952年に栃木県で開設されているが、本稿で取り扱う「障害者共同作業所」として、後の障害者共同作業所づくりの運動の実質的なモデルとして誕生したのは、1969年に愛知県で設立された「ゆたか共同作業所」が最初である。その理念は障害者（とその家族）、職員、地域住民の「共同」でとりくむ事業であるとして「共同作業所」という名称が用いられることになった。

障害者共同作業所運動は、その後も発展し続けており、1970年頃には急速に広がっていった。今日では、数千か所を超え、障害者の地域生活を支える上で欠か

* 沖縄大学人文学部福祉文化学科助教

キーワード：障害者共同作業所職員、きょうされん運動、ソーシャルワーク

せない存在となっていることは誰もが否定することができないであろう。

2) きょうされん運動と障害者共同作業所運動

ここで、本稿において検討する障害者共同作業職員の実践の基盤となるきょうされん運動について言及しておきたい。もちろん、前述の「ゆたか共同作業所」はこのきょうされん運動の中心的な存在である。

きょうされんとは、旧称を「共同作業所全国連絡会」といい、1977年に16か所の障害者共同作業所によって結成された。2007年に30周年を迎え、加盟作業所は約1900か所にのぼる全国組織であり、障害者共同作業所づくりの運動に大きな影響を与えてきたこの団体の運動をきょうされん運動という。

実践の指針として「わたしたちのめざすもの」という綱領的文書が存在しており、それは次のようなものである。

きょうされん運動の綱領的文書 「わたしたちのめざすもの」

- 1, わたしたちは、障害のある人びとが労働を通じて社会に参加し、また、地域でのゆたかな暮らしを築く権利の保障をめざします。
- 2, わたしたちは、障害のある人びとと関係者一人ひとりが大切にされる事業体として民主的な経営をめざします。
- 3, わたしたちは、地域における共同の事業や運動をすすめる、障害のある人びとが生きがいと誇りをもてる社会をめざします。
- 4, わたしたちは、障害のある人びとの夢ある明日をめざし、科学と創造の視点を大切にしながら団結して前進します。

(きょうされんホームページ <http://www.kyosaren.or.jp/aim.html> より)

このように、きょうされん運動は単に障害者の通所施設という「場所」をつくるというのみにとどまらず、障害者の権利保障や地域住民との共同の事業として発展していくことを目標に展開されてきている運動である。そうした意味では、障害者共同作業所づくりの運動の中でも比較的に理念が明確化している運動であり、この理念が実践に影響を与えているといえる。また、こうした理念が、職員としてのあり方にも影響を与えてきたといえる。

3) きょうされん運動と障害者共同作業所職員の役割

障害者共同作業所運動、とくに、きょうされん運動の展開は、すでに述べたように、職員の役割にも大きな影響を与えてきた。それは、単に障害者共同作業所という「施設」や「場所」ではたらく職員としてではなく、明確な理念に基づき展開されてきた運動を基盤に持つという点できわめて特徴的であるといえるからである。こうした基盤に立った実践を行っていくことが、きょうされん運動にかかわる障害者共同作業所職員に求められているのである。

ここで、きょうされんが大切にしてきたという「4つの力」があるといわれるが、それらは障害者共同作業所職員の役割にも大きく関係している。

まず、一つ目は「創る力」である。経験や蓄積の中から新しい実践を生み出す実践は、常に発展し続ける原動力である。次に「つながる力」である。実践の中で多様な団体などにつながっていくことの大切さを感じることができ、そして、運動の意義などを「伝える力」、最後に、実践を継続していくという「続ける力」である。障害者共同作業所職員もまたこのような4つの力を意識して実践に臨んできたという歴史が、今日の障害者共同作業所運動の広がりにつながっているのではないだろうか。そこには、まさにソーシャルワークをはぐくむ土壌を備えていたのではないかといえる。

また、障害者共同作業所職員の役割は、障害当事者や地域住民と共同の事業やとりくみであることが「わたしたちのめざすもの」に謳われているが、実質的に実践を担う中核に位置する者としてひじょうに重要な位置づけであることがうかがえる。

2. 障害者共同作業所職員のソーシャルワーク実践

障害者共同作業所の職員は必ずしも、社会福祉士や介護福祉士、あるいは保育士といった有資格者でない場合であることに注目したい。なぜならば、ソーシャルワーク実践を行っていく上で、ある程度の社会福祉に関する専門教育を受けているのかいないのかということによってもその展開が変化してくるのではないかといえるからである。

しかし、障害者共同作業所運動展開なかで、必ずしも有資格者でない者も実践の担い手として、また、ソーシャルワークの担い手として力を発揮していくことになるが、それは、障害者共同作業所運動の特徴による

ものであるといえる。その理由を考えるとすれば、障害者共同作業所職員が担うソーシャルワーク領域はひじょうに幅広いが、多様な諸課題に対応する力量をつけるためには、広範な知識あるいは技術といったものを身につけなければならないという必要性が生じてくる。社会福祉に関する専門教育を受けているのかいないのかという点では、確かに受けていない場合のハンディキャップはあるが、現場実践においてそれを補う強固な理念という基盤が存在するからではなかろうか。

ここではミクロからメゾ、マクロ領域に至るソーシャルワーク過程で実際に共同作業所の実践現場でどのようなとりくみがなされているのかについて大きく3つに柱に分類し考察したい。

① 障害者の生活支援・相談支援・就労支援

障害者の生活支援や・相談支援・就労支援、あるいは発達を保障するとりくみは、障害者共同作業所職員が取り組むべき実践の中でもっとも中核的になる実践である。

障害者共同作業所では、これまで無認可であったところも多かったため、障害当事者の障害種別が必ずしも同じであったわけではなく多種多様な障害に対応しなければならないこともあった。地域に暮らす障害者を受け入れていくということは、それらに対応する障害に関する知識や技術といったものが必要となってくる。

まず、生活支援に関してであるが、障害者共同作業所は障害種別によって分けられている一般的な施設と違い、原則として多様な障害を受け入れている。ここでは、基本的な障害に対する知識、たとえば、いわゆる「3障害」と言われる知的障害、身体障害、精神障害に加え自閉症などをはじめとする発達障害に関する知識と理解が求められる。それに加え、重度の障害者に対応するためには介護技術も一定水準以上のものを求められてくる。また、障害者と職員、そして地域住民との共同の取り組みを実現させなければならないという目的と使命からは、いかにコミュニケーションがうまく取れるのかといった能力も求められてくるであろう。こうした能力が備わっていなければ当然に円滑な生活支援は困難であり、障害者共同作業所職員に求められているものは大きいといえる。

次に、相談支援についてであるが、もちろん利用者からの相談といったものもあるが、家族に対する相談

支援も必要である。障害を抱えた者に対してどのような制度や社会資源があるのかといった一般的なものから、障害を持つ子の親の葛藤などの精神的ケアまで相談支援の内容はひじょうに幅の広いものである。

さらに、いわゆる一般就労の可能性のある者への就労支援も欠かせない。一方で、実質的にはいわゆる一般就労が困難なケースも多く、そうした場合は、直接的な就労支援というわけではないが、障害者共同作業所における仕事の確保、あるいは障害の特徴や軽重に合った作業内容の検討、開発といったものも重要な仕事となっている。

通所者に対するケアや相談支援、また、就労支援といったものはソーシャルワークにおけるいわゆるミクロ領域に属するものであるが、家族への相談支援となった場合は、それがあある意味で、「家族（世帯）」という「社会」を対象としているともいえ、メゾ領域との中間に属するものになるといえよう。いずれにしても、ここで考察する3つの柱の出発点は、障害当事者のニーズの理解とそれにとまなう環境をどのようにとらえていくのかということであり、障害者共同作業所の実践におけるソーシャルワークの出発点になるものといえるだろう。

② 家族・地域組織化

障害者共同作業所を運営していく上で地域住民との「共同」は欠かせない。そして、もっとも身近で大切なものは通所者の家族（世帯）との協力である。つまり、家族（世帯）といかに協力関係を結びつけていくか＝家族の組織化がうまくできるかできないかということによって障害者共同作業所の運営が円滑になるのかわからないのかということに影響してくるのである。

家族（世帯）の組織化は容易なことではない。障害当事者の障害の軽重、世帯の所得階層、あるいは宗教など世帯の「文化」といべきものは多種多様であり、こうした世帯を束ねていくということにはかなりのエネルギーを要することであろう。

こうした、多種多様な状況や文化を持つ家族（世帯）をどのように束ねていくかということのひとつとして、「生活問題の視点」と「要求運動」ということばがキーワードとなってくる。

「生活問題の視点」とは、障害者問題の本質的問題を理解する視点でもあるといってもよい。加藤菌子は、「個人の責任と無関係に生じてくる障害者は純粋に医学

的観点からのみ見るならば、単に生理的・身体的・精神的欠陥を追う存在に過ぎない。しかし、現代の資本主義体制のもとでの人間性の価値がその能力や生産性にもとづいて評価される社会においては、この身体的・精神的欠陥のゆえに欠損労働力でしかありえない障害者はそれが、直接動因となって社会的経済的貧困への脱落の可能性を十分に備えている¹⁾と指摘しているが、この視点こそ、障害当事者がどのような生活問題を抱えているのかを構造的に捉える視点につながるものであり、「生活問題の視点」と呼べるものである。このような視点が障害者共同作業所職員に備わっていないければ、単に、身体的・精神的といったいわゆる「物理的」な障害に対してのアプローチにとどまってしまうことにもなりかねない。しかし、きょうされん運動がそれだけでなく社会的に対して障害者問題を提起し続けてきたということは、この「生活問題の視点」を大切にしてきたからであるといえる。障害者の権利保障を大きく掲げるきょうされん運動にかかわる障害者共同作業所職員は、運動を通してこのことを感じ取ってきているといえるのではないだろうか。

次に、「要求運動」というキーワードについてであるが、すでに述べたように、「生活問題の視点」を持ったときに、様々な課題が障害当事者、あるいはその家族（世帯）について明確化されてくるが、家族を組織化するにあたり最も重要な課題に対して「要求運動」を展開していくことで組織される者の多数の利益に貢献するということが実現される。具体的には「低所得問題」があげられる。筆者は、きょうされん運動と低所得問題について「私たちは、基本的に労働収入によって生計を立てており、その収入の高低により、生活問題の表れ方も違ってくる。現実問題として、生産力に劣る障害者は所得階層を形成する大きな要素である労働収入が低くなる場合が多い。そして、そのことが社会福祉の市場化が進む現代において、必要十分なサービスを受けられないなど生活問題は、より深刻化する場合もある²⁾」と述べ、それが、「要求運動」としてのきょうされん運動の主張の柱となってきたことに言及したことがある。

このように、「生活問題の視点」と「要求運動」が結び付いたのは、何よりも、きょうされん運動に組織される障害者共同作業所の職員が実践の中で、障害当事者や家族（世帯）の願いの実現に奔走してきたからであり、もし、そうしたことができていなかったとする

ならば、きょうされん運動はここまでの広がりを持つことはできなかったであろう。つまり、「要求運動」によって家族（世帯）を組織化することができてきたといえる。家族を組織化することができれば、障害者共同作業所の運営に多くの人々が関わることとなり、やがて地域づくりへとつながっていくことができる。そして、さらに地域の関係各団体の組織化につながっていく可能性も広がるであろう。

また、不用品などの寄付を集めバザーの開催なども地域づくりの一環として行われる。バザーの目的は、その多くが運営資金の捻出であることには違いないが、バザーを開催することによって、障害者共同作業所の存在を地域に知らせることができ、かつ、地域で暮らす障害者と地域住民が交流することにより障害者に対する理解を深めることができる。地域の恒例行事化することで障害者の暮らしやすい町づくりへとつながっていくことが期待できる。

このように障害者共同作業所職員は地域づくりの要としての「コミュニティ・ワーカー」としても重要な役割を担っているといえる。

ここに示した実践は、ソーシャルワークの中でもミクロからメゾ領域、そしてマクロ領域へとつながって展開されるものである。

③ 政策への問題提起

3つ目はソーシャルワークの中でもマクロ領域に入っていくと考えられるソーシャル・アクションについての実践である。

きょうされんでは、毎年、署名活動を行っている。署名活動でどれほどの効果があるのかという疑問もなくはないが、各界の著名人も賛同の意を示すこの署名活動には政策への問題提起という意味ではかなりインパクトを与える活動でもあるといえる。もちろん、署名を集めるために障害者共同作業所職員ひとりひとりの努力は欠かせない。一人でも多くの署名を集め、関係者の願いを実現するために奮闘している。

また、年一回の全国大会は、障害当事者、関係者が集まり数千人規模で開催される。大会の最後には、運動方針となる大会アピールが採択され今後の障害者施策への問題提起がなされてきた。また、地方においては学習・交流集会在が展開され、講演会の企画やテーマごとの分科会などが活発に催されている。こうした活動の実行委員としての参加、また、大会を成功へと導

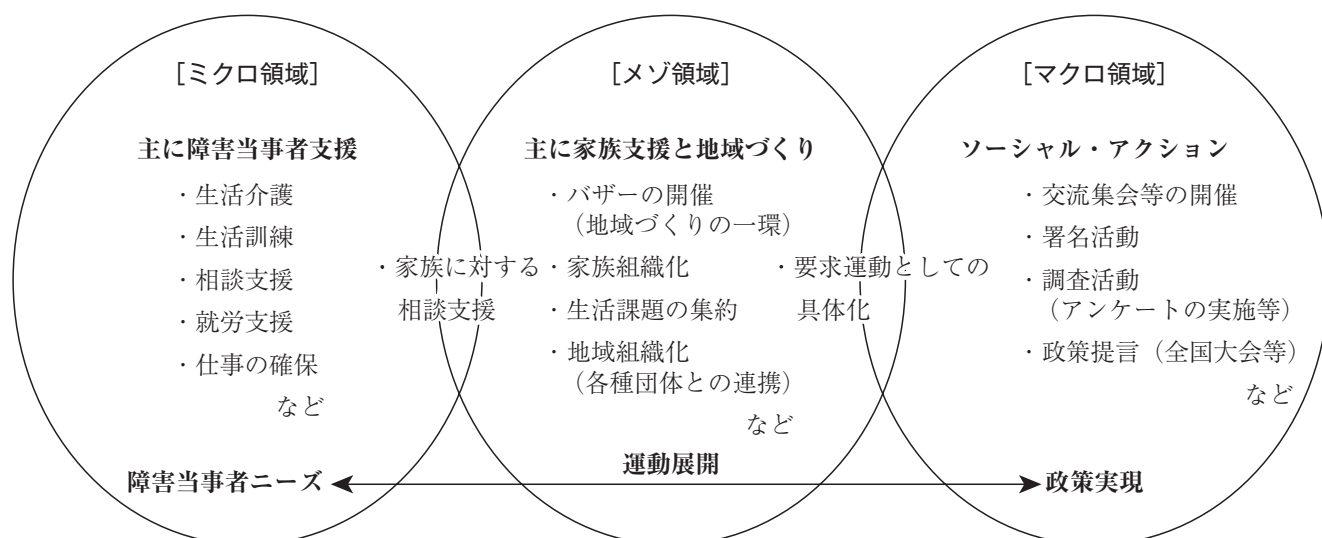


図1 障害者共同作業所職員のソーシャルワーク過程 (筆者作成)

くための企業回りなども含めたさまざまな準備が展開されている。

そのほかにも、障害者自立支援法における応益負担の問題についてもアンケートを行うなど、積極的に取り組んできた。「障害者総合福祉法」への移行など先行きは不透明な部分もあるが、障害者自立支援法廃止への動きのなかで大きな力となったことは事実である。

これらのように、とくにきょうされんに加盟する障害者共同作業所の職員については、単に障害当事者に対する支援のみならず、家族支援から地域づくり、そして政策への問題提起へとソーシャルワークのミクロからメゾ、マクロ領域へと広がる実践を行ってきているといえる。そして、それらは障害当事者の生活課題を構造的に捉えることから出発し、一貫する問題意識が政策への問題提起へとつながっていくのである。さらに、政策が実現することにより障害当事者の願いが実現するという意味でマクロからミクロへの還流も見通せる実践であることがわかる。筆者は、このことについて図1のように図式化を試みた。

この図から、障害者共同作業所職員のソーシャルワーク過程の全体像をうかがい知ることができるのではないだろうか。

3. 障害者共同作業所職員をめぐる課題

ここでは、障害者共同作業所職員をめぐる課題について考えてみたい。

障害者共同作業所職員には、すでに述べてきたよう

に様々なソーシャルワーク・スキルが求められている。にもかかわらず、これまでとくに専門性を示す何か明確化されたものがあつたわけではない。たとえば、ソーシャルワーカーの専門職資格である「社会福祉士」あるいは、生活介護の専門家である「介護福祉士」といった資格の有無がそれほど重要な課題となってきたわけではない。障害者共同作業所の多くは、施設や障害者の就労環境の貧困による対策であつたというその成り立ちから、必ずしも専門職を必要としていたわけではなくどちらかといえば社会を変革するという「想い」によって設立されてきたともいえる。そうした意味では、専門職資格の有無というよりもその「想い」の高低に左右されていた部分が大きかつたということも否定できない側面であろう。それは、障害者自立支援法施行以前には無認可施設が多かつたということにも関係し、さらに、障害者自立支援法施行後に障害者共同作業所の財政状況が好転しているところが少ないということにも関係している。つまり、これは、障害者共同作業所職員の身分保障の問題にもつながっている。障害者共同作業所の職員は、たとえば、運営資金を捻出するために年に数回にわたるバザーの開催によって得られる収入も含めて何とか存続している厳しい財政事情の中で、専門職として雇用する財政力は生まれてこなかつたであろう。障害当事者やその家族の願いの実現に向けて社会変革のために活動するために、職員の休日返上などのボランティア・自己犠牲的精神によって施設が存続するという矛盾をはらんでいるといえる。また、賃金もとても高いとはいえないものであり、就労意欲

を維持していくためにどうすれば良いのかという課題も残っている。もはや、地域福祉には欠かせない存在となった障害者共同作業所職員の待遇についてきょうされんは1989年の全国大会の基調報告で項目を立て職員の「身分保障」について言及した。以後、補助金増加の運動とともに職員の身分保障を求める動きも強まってきた。

このように、障害者共同作業所職員が抱える課題のなかでもっとも大きいものは身分保障の問題であった。

4. ソーシャルワーカーとしての障害者共同作業所職員

1) ソーシャルワーカーとしての障害者共同作業所職員

これまで、とくにきょうされんに加盟する障害者共同作業所の実践の特徴と性質に焦点を当て、職員とソーシャルワークの関係について考察を進めてきた。

従来、ある意味では「専門職」として認識されてこなかったであろう障害者共同作業所の職員が、実はソーシャルワークの過程においてミクロからメゾ、そしてマクロの領域といった各領域についてきわめて日常的に実践を担ってきているということが明らかになったといえる。「ソーシャルワーカーとは何か?」という問いに、障害者共同作業所職員をあげることができる。なぜならば、障害当事者への生活支援の専門家として、また、家族の組織化や地域づくりというコミュニティワークの専門家としての「コミュニティ・ワーカー」としての役割、そして、障害者問題を通して社会を変革していく「社会活動家」としての側面を持つ障害者共同作業所職員は、一連のソーシャルワークの過程を体系的に実践しているからである。

2) ソーシャルワーカー養成教育と障害者共同作業所職員

次に、障害者共同作業所職員がソーシャルワークを体系的に実践しているという点から、筆者のソーシャルワーカー養成教育に対する考え方に言及しておきたい。筆者は、長い間、ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士の養成教育に携わってきたが、障害者共同作業所の実践には多くの学ぶべきものがあると考えている。

しかしながら、従来、障害者共同作業所は「無認可」であったところも多く、社会福祉士国家試験受験資格の対象となる実習施設はほとんどなかった。現在は、

障害者自立支援法によって地域活動支援センターや就労継続支援、就労移行支援といった法内事業に衣替えし物理的には実習先として選定が可能となった。

（社会）運動としての歴史と背景を持った障害者共同作業所に実習生を送り込むことができるようになれば、生活を構造的にとらえることのできる、批判的精神に満ちた、新たなソーシャルワーカー養成教育の展開が可能になるのではないかと関心深いところでもある。残念ながら、今日のソーシャルワーカー教育には、相談援助技術への偏重の傾向もあり、ソーシャル・アクションまでを見通す「生活を構造的に捉える視点」という意味では、若干の弱点が見え隠れしている。

3) わが国におけるソーシャルワークモデルの確立に向けて

障害者共同作業所職員の実践は、これまで述べてきた実践のあり方や特徴からわが国におけるひとつのソーシャルワークのモデルとなりうるといえる。

現在、ソーシャルワークは施設におけるソーシャルワーク、もしくは、社会福祉協議会や地域包括支援センターといったところによって担われてきているが、そのなかに、わが国のソーシャルワークモデルの確立を模索していく過程において、障害者共同作業所の実践も十分に範疇に入ってくるのではないかといえる。

確かに、「有資格者」という意味で十分な専門職の配置がなされているのか否かという問題や低待遇の問題という課題も抱えてはいるが、新たに注目できる領域としてその力量を十分に兼ね備えているといえるだろう。

おわりに

本稿は、障害者共同作業所の実践を担う職員とソーシャルワークについて考察を進めてきた。実践についての論考ではなく職員の特徴と実践に焦点をあてたものとしてはあまり例がないのではないだろうか。

筆者は、いわゆる社会福祉に関する論考の中でサービス利用者や当事者についての論考は多いが、その実践の担い手のことについて掘り下げる論考はそれほど多くはないという研究動向について一つの問題提起をしたい。もちろん、障害者共同作業所職員の実践についてここで言及したものだけがすべてというわけではないが、「共同」ということばの一翼を担う「職員」について考察することは、障害者共同作業所の実践を考

えていく上で大切なことであると認識している。そうした意味では、この論考が単に、障害者共同作業所で働く職員についての論考であるということにとどまらず、分野を超えて「福祉実践の担い手」研究が活発化するきっかけとなることも期待している。

注

- 1) 加藤蘭子「第7章 障害者福祉」野久尾徳美・真田是編『現代社会福祉論』法律文化社、1973年、133頁
- 2) 高木博史『障害者共同作業所と地域福祉拠点 ―きょうされん運動が提起するもの―』立命館大学大学院社会学研究科修士学位請求論文、2003年、12頁

参考文献・資料

- ・野久尾徳美・真田是編『現代社会福祉論』法律文化社、1973年

- ・きょうされんホームページ「わたしたちのめざすもの」
<http://www.kyosaren.or.jp/aim.html> (2010年7月現在)
- ・木全和巳『私たちはソーシャルワーカーです ―社会的な相談・支援の実践をつくる』萌文社、きょうされん発行、2007年
- ・共同作業所全国連絡会『共作連全国大会基調報告集 1978-1997』1998年
- ・きょうされん『きょうされん全国大会総会基調報告集 1998-2007』2007年
- ・共同作業所全国連絡会編集『ひろがれ共同作業所』ぶどう社、1987年
- ・高木博史『障害者共同作業所と地域福祉拠点 ―きょうされん運動が提起するもの―』立命館大学大学院社会学研究科修士学位請求論文、2003年
- ・高木博史「地域福祉におけるきょうされん運動の展望と課題 ―『さつき福祉会関係所施設利用世帯の障害に関わる経費等の実態調査』から―」『人間の福祉 第14号 (立正大学社会福祉学部紀要)』2003年

(2010年6月30日受理)